令和８年８月７日　第９回定例会資料

議案第３１号

１　議案名

徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程を廃止する訓令について

２　提案理由

徳島県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令により、徳島県教育委員会訓令における読点の表記が改められ、適用対象が消滅したことに伴い、徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程を廃止する必要がある。

教育政策課

徳島県教育委員会規則の読点の表記に関する規則等の廃止について

教育政策課

１　徳島県教育委員会規則の読点の表記に関する規則等の概要

令和４年１月11日に、国の公用文における読点の表記に関する基準が改められ、公用文における読点については、「，（コンマ）」ではなく、「、（テン）」を用いることとされたことに鑑み、徳島県教育委員会規則及び徳島県教育委員会訓令において読点として表記する「，（コンマ）」については「、（テン）」とみなす規定を設けている。

＜読点の表記に関する県教育委員会例規＞

・徳島県教育委員会規則の読点の表記に関する規則（令和６年徳島県教育委員会規則第６号）
・徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程（令和６年徳島県教育委員会訓令第５号）

２　規則等廃止の理由

例規を左横書きにする例規（※）が、令和８年４月１日から施行され、例規の左横書き化に伴う用語整理の一環として、例規内において読点として表記する「，（コンマ）」」は「、（テン）」に改められた。これに伴い、読点に関するみなし規定の必要性が無くなったことから、これらの読点の表記に関する県教育委員会例規を廃止する。

※　・徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和７年徳島県条例第49号）
・徳島県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する等の規則（令和８年徳島県教育委員会規則第６号）
・徳島県教育委員会告示の形式を左横書きに改正する等の告示（令和８年徳島県教育委員会告示第１号）
・徳島県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令（令和８年徳島県教育委員会訓令第２号）
・徳島県教育委員会教育長訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令（令和８年徳島県教育委員会教育長訓令第２号）

３　施行期日

公布の日

条 例 等 立 案 表

題　名 徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程を廃止する訓令	課（室）名 教 育 政 策 課
	担当者名 笠　井　陽　菜
	電話番号 ３　２　０　８

制定理由

徳島県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令により、徳島県教育委員会訓令における読点の表記が改められ、適用対象が消滅したことに伴い、徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程を廃止する必要がある。

あらまし

１　徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程は、廃止することとした。

２　この訓令は、令和８年　月　日から施行することとした。

関係法規

徳島県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令（令和８年徳島県教育委員会訓令第２号）

予算上の措置

法 令 審 査 会　　要 ・ 否	パブリックコメント　　実施 ・ 省略 ・ 対象外

徳島県教育委員会訓令第　　号

庁　　中　　一　　般
各　教　育　機　関

徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和８年　月　日

徳島県教育委員会教育長　　中　川　　斉　史

徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程を廃止する訓令

徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程（令和６年徳島県教育委員会訓令第５号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、令和８年　月　日から施行する。

○徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程

令和6年6月7日
徳島県教育委員会訓令第5号
庁中一般
各教育機関

徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程を次のように定める。

徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程

この訓令の施行の際現に制定されている徳島県教育委員会訓令において読点として表記する「，」は、「、」とみなす。

附　則

1　この訓令は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

2　この訓令の施行の際現にある様式による用紙(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)については、当分の間、これを使用することができる。